一般社団法人日本総合健診医学会 若手奨励賞 規程

(総則)

第1条 一般社団法人日本総合健診医学会若手奨励賞および大会長奨励賞(以下「本賞」)に関わる事項を定める。

(目的)

第2条 一般社団法人日本総合健診医学会(以下「本学会」)は、学術大会における若手会員の発表を表彰する制度を設けることを通して、会員の学術活動のさらなる展開、及び会員間の交流・継承を促進し、ひいては総合健診ならびに予防医学の発展に寄与することを目的とする。

(構成)

- 第3条 本賞に、以下の賞を設ける。
- (1) 若手奨励賞
- (2) 大会長奨励賞

(受賞数)

- 第4条 本賞の受賞数は以下のとおりとする。
- (1) 若手奨励賞:原則、1篇。
- (2) 大会長奨励賞:数篇以内。

(審查対象)

第5条 本学会が毎年開催する学術大会における、若手奨励セッションの発表を審査対象とする。

(資格)

第6条 本賞は、次の各号の全てに該当する者に授与する。

- 一. 審査対象となった発表の筆頭演者である
- 二. 筆頭演者の年齢が学術大会開始日に40歳未満である
- 三. 本学会の個人会員(正会員・一般会員)または施設会員の職員である

四. 過去に本賞を受賞していない

(応募)

第7条 本賞の応募は、学術大会の演題申込みにおいて、学術大会運営事務局により指定された手順により申請する。

(選考)

- 第8条 本賞の選考は、学術委員会構成員、編集委員会委員長、及び国際委員会委員長で構成する 選考委員会により選考するものとし、委員長は学術委員会委員長が務める。ただし、構成員が 次の各号の一つ以上に該当するときは、選考の任に当たってはならない。
 - 一. 構成員が、審査対象の発表の筆頭演者、若しくは共同演者である場合。
 - 二. 構成員が、審査対象の発表の筆頭演者、若しくは共同演者に指導、又は助言している場合。
 - 三. 構成員が、審査対象の発表の筆頭演者、若しくは共同演者と利益相反状態にある場合。
- 2 前項のただし書きにより選考の任に当たれない構成員が生じた場合、その減じた数を上限として、選考委員会は、代理の者を選任することができる。ただし、その場合であっても前項のただし書きの各号の一つ以上に該当する者を指名してはならない。
- 3 編集委員会委員長、及び国際委員会委員長が、その任に当たれない時は、当該委員会の委員を 当該委員長の代理として、当該委員長が指名しなければならない。ただし、その場合であって も第一項のただし書きの各号の一つ以上に該当する者を指名してはならない。
- 4 本条第2項及び第3項により指名された者は、当該年度の選考だけを行うことができる。

(選考基準)

第9条 選考基準は、当該発表の、発展性及び将来性、学術的貢献度、独創性、並びに発表の完成 度等として点数付けし、選定する。

(表彰)

第10条 各賞の受賞者には、表彰状及び副賞を授与する。

(その他)

第11条 この規程の実施に必要なことは、学術委員会において別途定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は学術委員会で審議し、理事会の承認を得る。

附則

この規程は、 2021年12月16日から施行する。

2021年 12月 16日